

GS報告会 (⑦アメリカ・シアトル)



我が国の犯罪の現状

- 1990年代後半から、
酒鬼薔薇事件（神戸連続児童殺傷事件）、
光市における母子殺人事件
（18歳の少年では、二人殺しで初の死刑判決）
など、少年による、動機が不明な凶悪事件が多数発生

2000年代の少年法の主な厳罰化

- 殺人事件での検察官への**逆送年齢の引き下げ**
(16歳→14歳)
- 少年院への**収容年齢の引き下げ**
(14歳→12歳)
- 不定期刑の長期化**
(5-10年→10-15年)

犯罪被害者支援について



被害者が支援を必要とする状況

- 精神的・経済的被害への対応
- 被害者の証人出廷への付き添い
- 警察の捜査やマスコミ取材などの二次被害対応

- 相談・カウンセリング体制の整備
- 再被害の防止
- 裁判の情報の提供

グループでの調査の目的：安心で安全な社会の実現

- 1 アメリカでは、少年犯罪は70年代から厳罰化
少年犯罪抑止に厳罰化は効果的か
- 2 アメリカでの被害者支援が50年代から始まり、
日本よりも長い歴史
日本の被害者支援に足りない点がないか



日本への新たな改善策の提案

事前学習 国内調査

訪問調査：少年院（加古川学園・播磨学園）

神戸少年鑑別所

児童自立支援施設（若葉学園）

犯罪被害者講演、少年課・少年サポートセンター（兵庫県警）

ひょうご被害者支援センター（公益社団法人）

大学に招いての講義

医療少年院の法務教官（尼崎キャンパス）

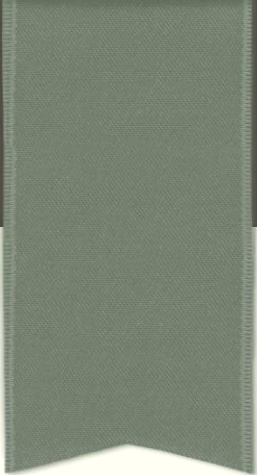
犯罪被害者担当弁護士（三木キャンパス）

兵庫県警被害者支援室長（応用心理学の講義1コマ）

その他、英会話勉強会（学修支援センター）

ワシントン州での調査（主な訪問先）

- キング郡少年裁判所
- キング郡検察庁
- シアトル市警察
- ワシントン大学警察
- 青少年保護センター
- 在シアトル日本領事館



シアトルで調査した結果、判明したこと 被害者支援について

アメリカでの被害者支援で、日本に導入を検討すべきこと

- 犬を用いた被害者支援
(キング郡検察庁)



子どもの証言が必要



法廷犬を置くと
子どもがリラックス



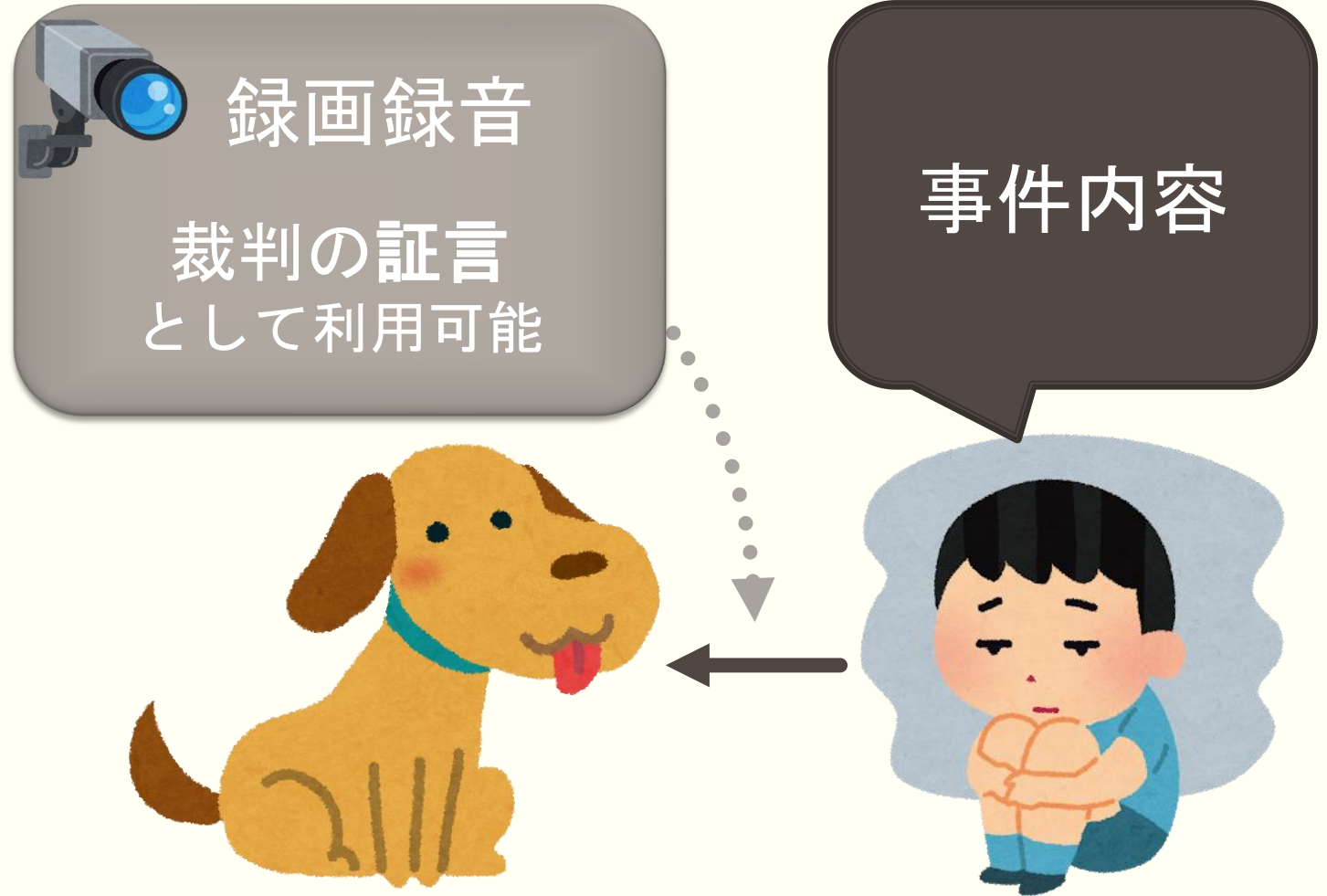
子どもから、正確な供述を得る



犬を用いた支援

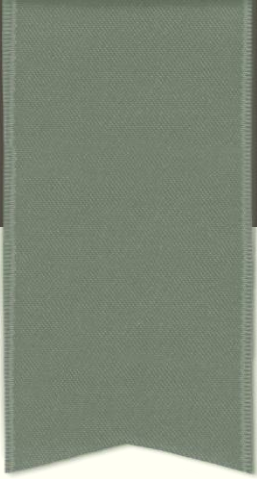


2台のカメラとマイクが設置された一室



シアトルで実施されている被害者支援で導入を検討すべきこと

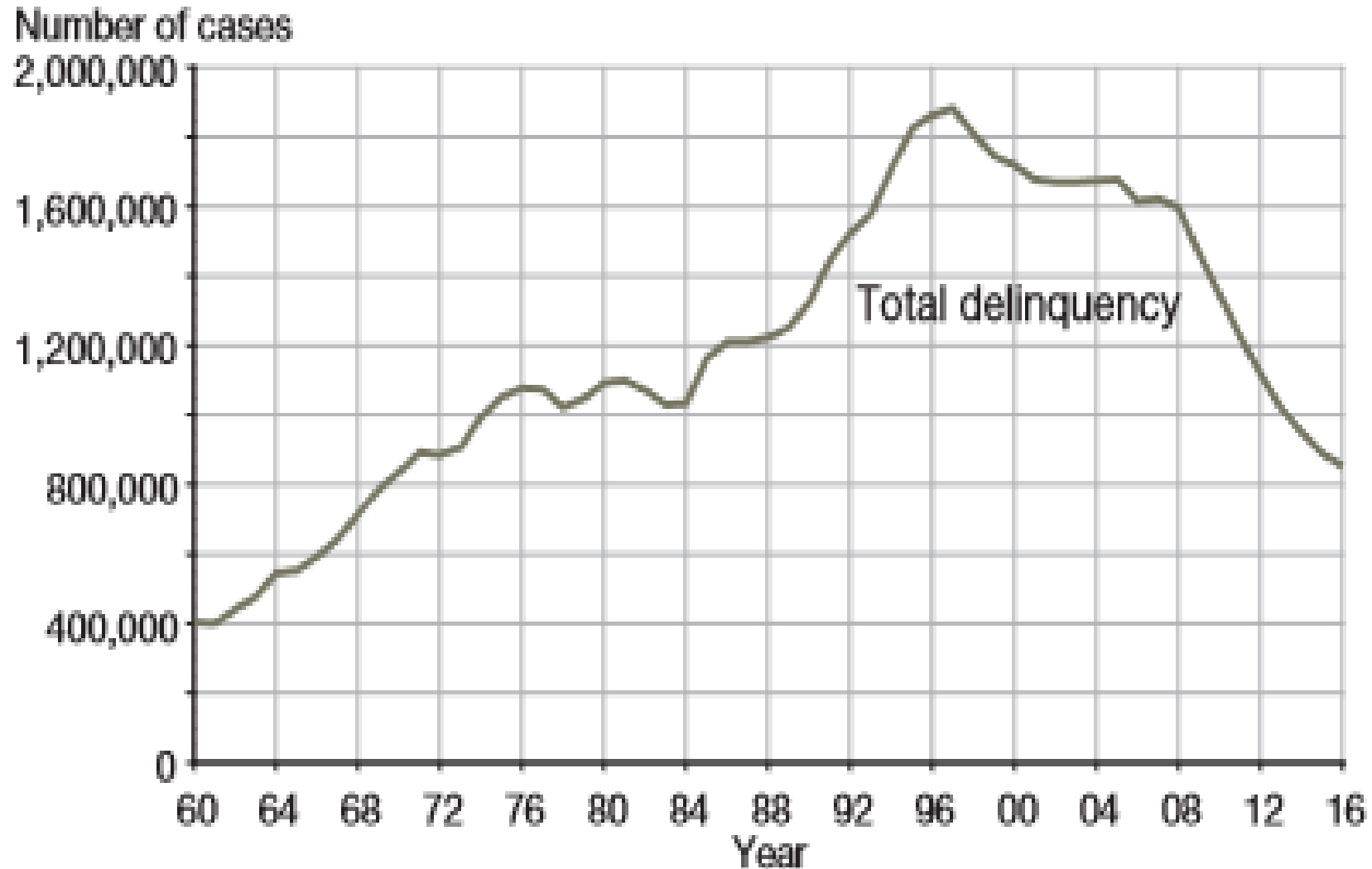
- 被害者が証言をしやすい状況を作る
法廷犬の導入で被害者がリラックス
- 夜間、休日などのボランティアによる対応
(学生による対応が可能)
- 多国語の対応リーフレットの作成



少年法の厳罰化について

少年法の適用年齢の比較→アメリカの方が少年に厳しい法律

- | | |
|------------------|----------------|
| ■ 日本 | ■ アメリカ |
| 成人扱い 20歳 | 成人 21歳（酒、大麻合法） |
| 犯罪少年 14歳以上、20歳未満 | 少年法 8歳以上、18歳未満 |
| 最近では、不定期刑が延長 | |
| 少年であれば、 | 少年であっても凶悪事件は、 |
| 実名報道は絶対にしない | マスコミが実名報道、 |
| 顔写真は非公開 | 顔写真の公開 |

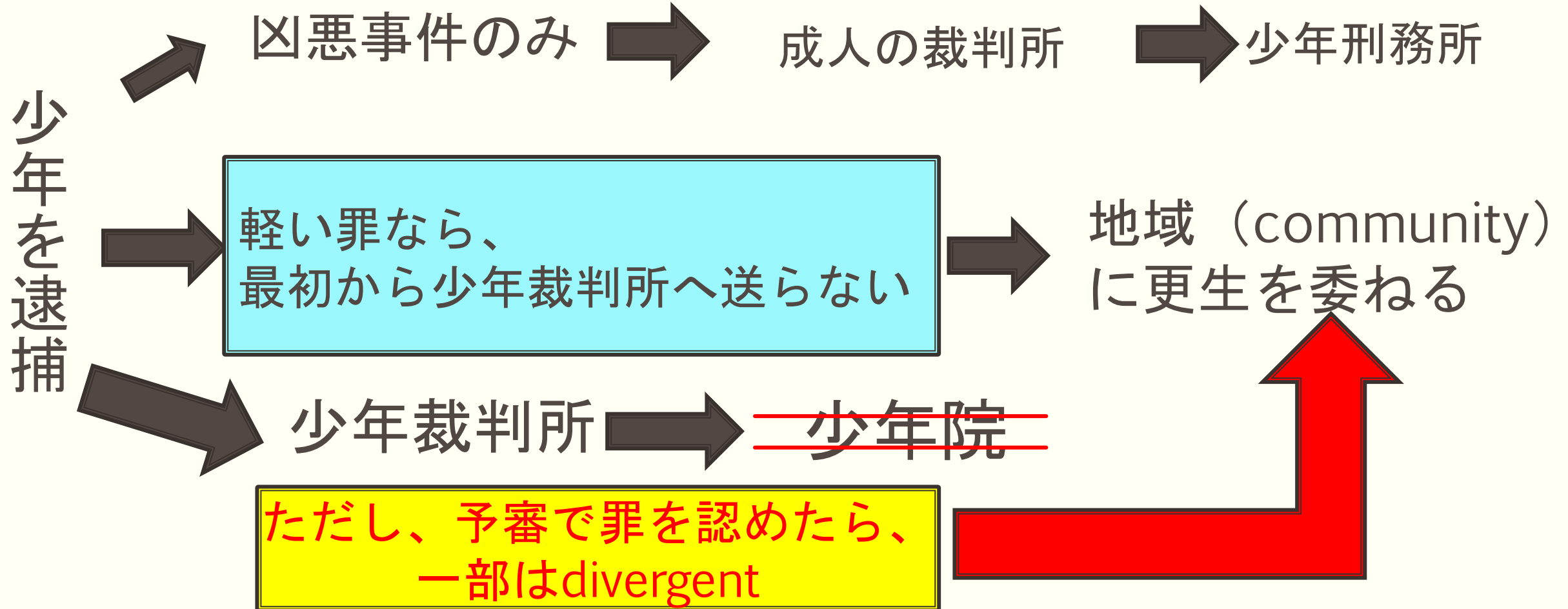


アメリカでの非行少年の件検挙件数（1960－2016年、少年裁判所の統計）

厳罰化された70年以降も増加 ⇒ 厳罰化は非行抑制に効果なし

1996年以降に犯罪の発生が減少（厳罰化以外の要因の作用）

キング郡での非行少年の処分の流れ⇒**厳罰化していない**



“ZERO YOUTH DETENTION” 運動



非行少年を少年院に入れると、犯罪性が進行
少年を隔離する施設の建設に反対運動⇒厳罰化に反対

日本では、取り入れられていない「**修復的司法**」

非行少年を更生させる手段のひとつ

被害者の感情の表明、

加害者が謝罪、両者の和解

- ・被害者との対話を経験すると、
再非行率が32%低下

少年の立ち直りに向けた提案

■警察の少年サポートセンターの活動

居場所づくりのため、非行少年に役割を与える

非行少年が、神戸マラソンでの給水ボランティア

選手に「ありがとう」と言われた経験

⇒非行少年に達成感が生まれ、再非行防止へ

■警察による活動を学生が補助する